

成田市委託医療機関外定期予防接種費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、やむを得ない事由により委託医療機関以外の医療機関において定期予防接種を受けた者（以下「接種者」という。）又はその保護者に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより、接種者及びその保護者の経済的負担を軽減するとともに、定期予防接種を受ける機会を確保し、もって市民の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託医療機関 本市と定期予防接種に係る委託契約を締結した医療機関をいう。
- (2) 定期予防接種 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第4項に規定する定期の予防接種をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、定期予防接種を受けた日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている接種者又はその保護者で、当該接種者が次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、接種者が本市に居住している場合で、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

- (1) 長期入院、保護者の里帰り出産その他のやむを得ない事由により、委託医療機関で定期予防接種を受けることが困難であること。
- (2) 本市からあらかじめ定期予防接種の依頼を受けた医療機関において当該定期予防接種を受けたこと。

(助成額)

第4条 助成する額は、定期予防接種に要した費用と本市の定期予防接種に係る委託料（当該定期予防接種に要した費用に相当するものであって、助成対象者が定期予防接種を受けた日の属する年度に係るもの）のいずれか低い額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、委託医療機関外定期予防接種費助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2

号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 定期予防接種に要した費用の領収書
- (2) 住民票の写し
- (3) 母子健康手帳その他の定期予防接種を受けた記録が確認できるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請は、定期予防接種を受けた日の翌日から起算して2年以内にしなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、委託医療機関外定期予防接種費助成決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成の決定を受けた者があるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に受ける定期予防接種について適用する。

(成田市委託医療機関外特定接種者に係る子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種費助成規則の廃止)

2 成田市委託医療機関外特定接種者に係る子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種費助成規則（令和4年規則第45号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に同項の規定による廃止前の成田市委託医療機関外特定接種者に係る子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種費助成規則（以下「旧規則」という。）第3条に規定する助成対象者で、旧規則第6条の規定により助成の決定を受けていないものについては、旧規則の規定は、同項の規定の施行後も、なおその効力を有する。

4 旧規則第6条の規定により助成の決定を受けた者については、旧規則第7条の規定は、第2項の規定の施行後も、なおその効力を有する。

[別記様式 略]